

事務連絡
令和3年9月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正に伴う検査検体の送付について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

急性弛緩性麻痺（AFP）（急性灰白髄炎を除く。）については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について」（令和3年9月30日付け健感発0930第1号）により病原体の検査の項目を追加したこと及び世界保健機関（WHO）よりポリオ対策の観点から各国で15歳未満の症例を把握し、ポリオでないことの確認を求められていることに伴い、添付のとおりポリオウイルスを含むAFP検査について整理いたしました。

特に、便検体及び呼吸器検体については、エンテロウイルスD68・A71の検出に感度が高いとされていることから、診療の手引きを参照し、積極的に採取することに御留意願います。

つきましては、添付資料をご活用いただき、検体検査の実施に遺漏がないよう、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

また、現在、国立感染症研究所において「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」を更新し、「急性弛緩性麻痺病原体検査マニュアル」（予定）を作成しており、公表する予定であることも併せて申し添えます。

○添付資料

「ポリオウイルスを含むAFP検査の検体受理・検査・報告について」

※ なお、検体に関しては、医療機関から保健所への送付を基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に御対応いただきたい。